

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1738号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号、<u>第11号及び第12号</u>に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、<u>第11号及び第12号</u>のいずれかに該当す</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び<u>第11号</u>に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号<u>及び第11号</u>のいずれかに該当する者</p>

<p>る者 (3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条 (略)</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、<u>第11号及び第12号</u>に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条 (略)</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号<u>及び第11号</u>に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、平成26年7月11日から施行する。